

**スーパーセンタートライアル塩釜店の届出概要について**  
**(法第 6 条第 2 項 変更)**

- 1 届 出 者 三波食品株式会社
- 2 届 出 日 令和 5 年 1 2 月 5 日
- 3 店舗の名称
- 4 店舗設置者 三波食品株式会社 代表取締役 内海 勝男  
塩竈市新浜町一丁目 4 3 番 1 号
- 5 店舗所在地 塩竈市杉の入三丁目 3 番 1 号
- 6 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ① 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 位置：添付図 4 参照 面積：1 3 4 m<sup>2</sup>  
(変更後) 位置：添付図 5 参照 面積：2 0 0 m<sup>2</sup>
    - ② 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) 位置：添付図 4 参照 容量：6 3 m<sup>3</sup>  
(変更後) 位置：添付図 5 参照 容量：3 7 m<sup>3</sup> (指針による必要容量：1 8 . 2 2 m<sup>3</sup>)
  - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 午前 9 時～午後 1 1 時  
(変更後) 2 4 時間
    - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前 8 時 4 5 分～午後 1 1 時 1 5 分 (隔地駐車場のみ午後 1 0 時まで)  
(変更後) 2 4 時間
    - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 出入口の数：5 箇所 位置：添付図 4 参照  
(変更後) 出入口の数：4 箇所 位置：添付図 5 参照
    - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) 午前 6 時～午後 8 時 3 0 分  
(変更後) 午前 6 時～午後 1 0 時 0 0 分
- 7 変更する年月日  
令和 6 年 8 月 6 日
- 8 事務手続き等
  - ・公 告 年 月 日：令和 5 年 1 2 月 2 2 日
  - ・縦 覧 期 間：公告の日から令和 6 年 4 月 2 2 日まで (公告の日から 4 か月)
  - ・地 元 説 明 会：令和 6 年 1 月 2 9 日
  - ・大規模小売店舗立地専門委員会：令和 6 年 3 月 2 6 日
  - ・市町村等からの意見書提出期限：令和 6 年 4 月 2 2 日 (公告の日から 4 か月以内)
  - ・県の意見の通知期限：令和 6 年 8 月 5 日 (届出から 8 か月以内)

■変更に関するもの以外の事項

- 1 店舗面積 5,885㎡
- 2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 276台
  - (2) 駐輪場の収容台数 72台

## 住民説明会の実施状況

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 開催日時 | 令和6年1月29日（月）午後6時から午後6時30分まで      |
| 開催場所 | 塩竈市魚市場 中央棟大会議室<br>塩竈市新浜町一丁目13番1号 |
| 出席人数 | 15名                              |

| 質問事項                        | 設置者の回答内容   |
|-----------------------------|--|
| 店舗所有者である三波食品のテナントとして出店するのか。 | そのとおりです。<br>→指針の対象外  |
| 騒音予測のやり方を教えて欲しい。            | 空調室外機等の設備機器については、メーカーカタログの騒音値を使って騒音予測を行いました。車両走行騒音については、大店立地法の騒音予測の手引き等を参考にして騒音予測を行いました。<br>→県の意見は不要 |
| 2階建てだが、どのような店舗構成となるのか。      | まだ未定ですが、1階が食料品売場、2階が食料品以外の売場になると思います。<br>→指針の対象外   |
| なぜ、塩釜に出店するのか。               | 宮城県の仙台市以外では、塩釜・利府方面、名取方面を出店重要地として考えており、今回、塩釜に出店することとしました。<br>→県の意見は不要                                |

## 塩竈市の意見について

| 意見内容 | 設置者の回答内容 |
|------|----------|
| なし   | なし       |

## 地元住民の意見について

| 意見内容 | 設置者の回答内容 |
|------|----------|
| なし   | なし       |

### 交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

### 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

|                  |   |    |
|------------------|---|----|
| 届出者              | 三波食品株式会社  |    |
| 届出年月日            | 令和5年12月5日   |    |
| 店舗名称             | スーパーセンタートライアル塩釜店  |    |
| 所在地              | 塩竈市杉の入三丁目3番1号   |    |
| 市町村の意見           | あり  | なし |
| 地域住民等の意見         | あり  | なし |
| <b>県 の 意 見 案</b> |   |    |
| 交通関係             | あり  | なし |
| 騒音関係             | あり  | なし |
| 廃棄物関係            | あり  | なし |
| その他              | —   |    |
| 意見案              | 県の意見はなし   |    |
| 附帯意見案            | 騒音対策として実施することとしている来客車両の徐行運転を徹底し、特に夜間における騒音が住居地点において規制基準を超過することのないよう十分に配慮願います。また、周辺住民から苦情が申し立てられた場合には、追加的な騒音防止対策を検討し、周辺環境の保全に配慮願います。 |    |